

第2節 地域医療支援病院の整備

- 患者が身近な医療機関で質の高い医療が受けられるよう、地域内の医療資源を有効に活用し、役割や機能分担と医療連携による地域医療体制の整備を推進します。
- この取組みを進めるにあたっては、地域の中心的な医療機関としての役割を果たす「地域医療支援病院」の整備を推進することが必要です。

1 現状

- 医療の提供は患者の身近な地域で行われることが望ましいとの観点から、地域医療を担うかかりつけ医等を支援するとともに、他の医療機関との適切な役割分担と連携を図り、地域医療の充実を図っていく病院を地域医療支援病院といたします。
- 地域医療支援病院は、患者紹介率や医療機器等の共同利用など一定の要件を満たすことが必要であり、知事又は保健所設置市長が名称使用を承認します。
- 平成25年4月現在で、31病院が名称使用承認を受けており、県内11の二次保健医療圏すべてに整備されています。

県内の地域医療支援病院

二次医療圏名	施設名
横浜北部	横浜労災病院
	済生会横浜市東部病院
	菊名記念病院
	昭和大学横浜市北部病院
横浜西部	けいゆう病院
	横浜市立市民病院
	国立病院機構横浜医療センター
	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院
横浜南部	済生会横浜市南部病院
	県立こども医療センター
	横浜市立大学附属市民総合医療センター
	県立循環器呼吸器病センター
	横浜市立みなと赤十字病院
	横浜栄共済病院
横浜南共済病院	
川崎北部	川崎市立多摩病院
川崎南部	関東労災病院
	川崎幸病院
相模原	相模原協同病院
	国立病院機構相模原病院
横須賀・三浦	横須賀共済病院
	横須賀市立市民病院
	横須賀市立うわまち病院
湘南東部	藤沢市民病院
	茅ヶ崎市立病院
湘南西部	平塚共済病院
	国立病院機構神奈川病院
	平塚市民病院
県央	海老名総合病院
	東名厚木病院
県西	小田原市立病院

(平成25年4月現在)

2 課題

- 平成26年から地域医療支援病院の承認要件が改正されたことを受け、地域医療支援病院の承認においては、新しい要件の充足状況を確認することが必要です。

3 施策（県、保健所設置市、医療提供者）

- 地域医療支援病院については、地域ごとに整備し、医療連携の推進や地域の医療従事者に対する研修の充実など、その地域の中心的な医療機関として果たす役割は重要であり、これからも地域医療支援病院の確保に努めます。
- 地域医療支援病院としての役割が果たされているかを確認するためにも、毎年提出される業務に関する報告書の内容を精査し、ホームページで公表するなど、情報提供に努めます。
- 地域医療支援病院の承認要件の改正を受けて、地域医療支援病院の承認においては、新要件の充足状況の確認を行い、適切な整備を進めてまいります。